

災害発生時における都島区役所と都島区内郵便局の協力に関する協定書

大阪市都島区役所（以下「甲」という。）と大阪市都島郵便局（以下「乙」という。）は、都島区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、都島区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した区内の被災状況を都島区災害対策本部等への情報提供

(5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(6) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(防災訓練等への参加)

第7条 乙は、業務に支障のない範囲において、都島区が行う防災訓練等に参加することができる。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 都島区市民協働課安心まちづくり担当課長
- 乙 日本郵便株式会社 都島郵便局 集配営業部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月29日

甲 大阪市都島区役所
代表 大阪市都島区長

田畑 龍生

乙 大阪市都島郵便局
代表 日本郵便株式会社 都島郵便局長

北岡 節夫